



広域行政組合だより

発行／御殿場市・小山町広域行政組合

編集／事務局庶務課

市町民の生命、身体及び財産を守る

先端屈折式はしご車(のびたくんⅡ)を紹介します!

先端屈折式はしご車
(令和4年2月更新：御殿場消防署)



POINT

令和4年2月に御殿場消防署に配備された先端屈折式はしご車は、35mの高さまで伸び、先端部分が最大80度まで屈折します。

屈折することで、従来のはしご車に比べ、より建物へ接近できるため、消防活動の範囲が広がりました。

またバスケット前部に自動放水銃やリモートカメラシステムが搭載されました。

新機能の紹介

自動放水銃・リモートカメラシステム

操縦員がカメラを操作し、上空より災害状況の把握及び自動放水銃による無人放水ができます。(手元のPCで映像が確認できます)



放水銃・リモートカメラ (左から)



カメラ映像

自動放水銃による無人放水

バスケットに隊員が搭乗することなく放水が可能となり、熱や煙で隊員が受傷するリスクがなくなりました。(放水能力:2000L/min)



【問い合わせ先】 御殿場消防署 ☎(82)7150

人事行政の運営等の状況を公表します

御殿場市・小山町広域行政組合の人事行政の運営状況及び公平委員会の業務の状況を公表します。この広報紙のほか、広域行政組合のホームページにも掲載しています。

●給与の状況

① 人件費の状況 (令和3年度 一般会計決算)

令和4年4月1日現在 管内人口 (御殿場市・小山町)	歳出決算額(A)	人件費決算額(B)	人件費率 (B/A)	令和2年度 人件費率
103,498人	3,392,751千円	1,494,166千円	44.0%	45.4%

② 職員給与費の状況 (令和4年度 一般会計当初予算)

職員数 (A)	職員給与費				一人当たりの給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
185人 (厚生部局 23人 消防部局 162人)	693,521千円	212,483千円	285,104千円	1,191,108千円	6,438千円

※管理者、副管理者は含んでいません。また、職員手当には退職手当、児童手当を含んでいません。

③ 平均給料月額及び平均年齢の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分		平均給料月額	平均年齢
組 合	組合全体	313,890円	40.1 歳
	厚生部局	371,217円	51.2 歳
	消防部局	305,398円	38.5 歳

④ 期末・勤勉手当 (令和4年4月1日現在)

区 分	組合・静岡県		
	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.20月分	0.95月分	2.15月分
12 月期	1.20月分	0.95月分	2.15月分
計	2.40月分	1.90月分	4.30月分

⑤ 初任給の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分		大学卒	高校卒
組 合	厚生部局	182,200円	150,600円
	消防部局	188,700円	154,900円

⑥ 特別職等の報酬

区 分	報酬月額
管 理 者	15,000円
副 管 理 者	13,000円
議 長	13,000円
副 議 長	11,000円
議 員	10,000円

⑦ 級別職員数と構成比の状況 (令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)			構成比(%)		
		厚生部局	消防部局	合計	厚生部局	消防部局	全体
8級	事務局長・消防長・消防次長・次長・署長	1	3	4	4.2	1.9	2.2
7級	課長・署長・参事・副署長・分署長・所長	4	19	23	16.7	11.7	12.4
6級	課長補佐・分署長補佐・所長・所長補佐	5	7	12	20.8	4.3	6.5
5級	副参事	0	30	30	0.0	18.5	16.1
4級	主幹・副主幹	11	22	33	45.8	13.6	17.7
3級	主任	2	23	25	8.3	14.2	13.4
2級	副主任	1	25	26	4.2	15.4	14.0
1級	主事・消防士	0	33	33	0.0	20.4	17.7

※組合職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

● 職員の福利厚生の状況

職員研修の概要 (令和3年度)

区 分	令和3年度実績
人 材 育 成 費	2,230 千円
階層(階級)別研修等	新規採用職員研修等 6 研修
参加派遣研修	消防大学校、静岡県消防学校、法制執務研修等 12 研修
職 能 研 修	救急高度化研修(病院研修) 技能講習 5 研修(小型移動式クレーン等)

～開かれた組合行政・ 個人の権利保護のため～	当組合では、開かれた組合行政を進め、個人の権利利益の保護が図られるように「公文書公開制度」及び「個人情報保護制度」を設けています。 ※令和3年度は「公文書公開条例」に基づく公開請求が7件ありました。「個人情報保護条例」に基づく開示請求は2件あり、審査請求はありませんでした。
---------------------------	--

● 公平委員会の報告

公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し必要な措置を執り、職員に対する不利益処分についての審査請求に対する採決等を行います。

○令和3年度の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求は、いずれもありませんでした。

【問い合わせ先】 事務局庶務課 ☎(82)4634

御殿場市・小山町広域行政組合 令和3年度一般会計決算状況

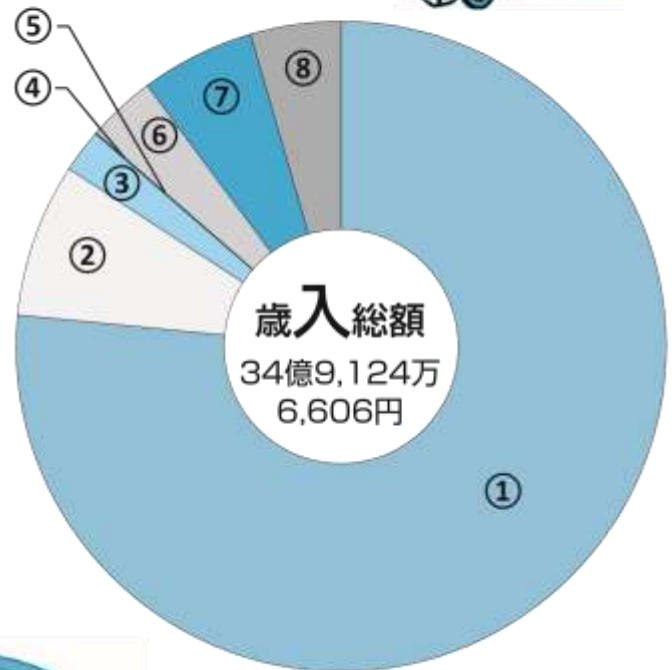
御殿場市・小山町広域行政組合の令和3年度一般会計の決算が組合議会9月定例会で認定されましたので、決算の状況をお知らせします。



歳入決算額

区分	決算額	構成比
① 分担金及び負担金	2,672,343,000	76.5%
② 使用料及び手数料	267,253,600	7.7%
③ 国庫支出金	75,160,000	2.2%
④ 県支出金	2,218,234	0.1%
⑤ 財産収入	95,966	0.0%
⑥ 繰越金	119,016,339	3.4%
⑦ 諸収入	197,959,467	5.7%
⑧ 組合債	157,200,000	4.5%
歳入合計	3,491,246,606	100%

(単位：円)



(区分の説明)

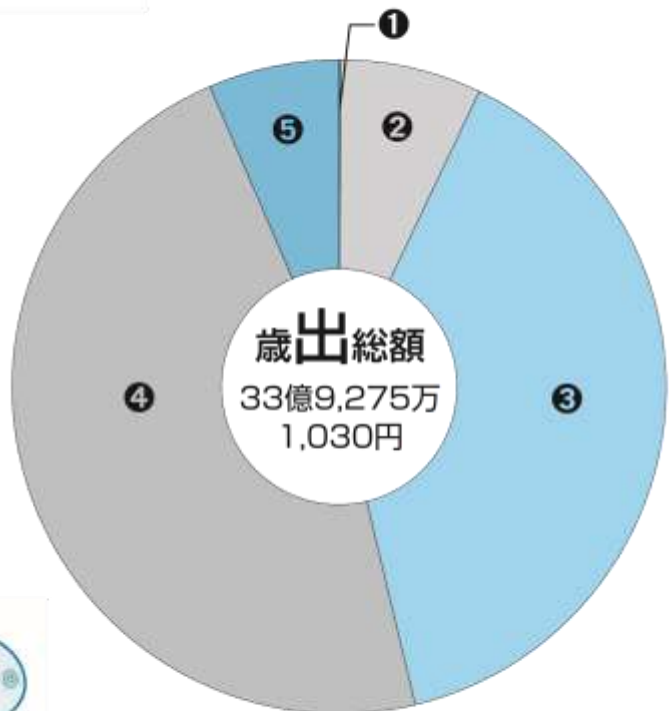
- ① 市町からの負担金
- ② 施設使用料、廃棄物処理手数料など
- ③ 国からの補助金
- ④ 県からの補助金
- ⑤ 預金利子など
- ⑥ 前年度から繰り越された事業の財源
- ⑦ 焼却センター発電売電料など
- ⑧ 組合の借入金



歳出決算額

区分	決算額	構成比
① 議会費	1,637,378	0.0%
② 総務費	237,840,294	7.0%
③ 衛生費	1,329,984,821	39.2%
④ 消防費	1,603,636,229	47.3%
⑤ 公債費	219,652,308	6.5%
歳出合計	3,392,751,030	100%

(単位：円)



(区分の説明)

- ① 議会の運営費
- ② 組合の総括
- ③ 斎場、焼却・再資源センター、衛生センターの管理運営費
- ④ 消防の管理運営費、資機材整備費など
- ⑤ 借入金の返済



富士山エコパーク 令和3年度運営状況のお知らせ

【焼却センター】

1. 可燃ごみの搬入状況

◇年間搬入量 29,948 t (前年度比 410 t 減)

2. 焼却状況

可燃ごみのほかに、し尿処理場や市町の下水处理場の汚泥も焼却しています。

◇焼却量 30,845 t (前年度比 66 t 増)

◇焼却灰量 3,026 t (前年度比 36 t 減)

3. 発電の状況

ごみを燃やしたときに出る熱を利用して発電をしています。

◇年間の発電量 14,819,340kWh

◇富士山エコパークで使った電力量 6,473,008kWh

◇電力会社などに売った電力量 8,346,332kWh



発電した電気の使用状況



【再資源化センター】

1. 資源化物の搬出状況

◇令和3年度 搬出量

金属類	ビン類	缶類	ペットボトル	小型家電
506.7 t	506.6 t	180.9 t	232.4 t	261.5 t

【問い合わせ先】 資源循環課 ☎(88)3776

衛生センターからのお知らせ

当施設は、御殿場市と小山町の家庭や企業から発生するし尿と浄化槽汚泥を処理し、再びきれいな水として自然に帰することを目的とした施設です。

微生物処理により汚れを分解し、無害化された水は馬伏川に放流し、発生した汚泥は脱水処理され富士山エコパーク焼却センターにて焼却処理し、発電用の熱源として再利用されています。

昭和52年から45年間稼働している40kl施設と、昭和60年から37年間稼働している100kl施設がありますが、平成14年度から平成16年度に大規模改修工事を行うとともに、平成30年度に策定した「公共施設総合管理計画」を基に計画的な施設の延命化を図っていきます。



令和3年度運営状況

〔年間搬入量〕

44,479 t

御殿場市 34,209 t

小山町 10,270 t

〔脱水汚泥搬出量〕

1,433 t

御殿場市・小山町搬入比率



【問い合わせ先】 衛生センター ☎(82)1991

斎場からのお知らせ

動物炉の利用方法について

斎場には小動物専用の動物炉があります。御利用の際は以下の事項を御確認ください。

○火葬できる大きさ：長さ 100 cm、幅 60 cm、高さ 60 cm以内

○火葬日時：1月1日、1月2日及び友引以外の日

9:00、11:00、13:00、15:00

○注意事項：動物は、ダンボール箱等に入れてお持ち込みください。

火葬後の焼骨は、お客様にお持ち帰りいただきますので入れ物を御用意いただくが、斎場でお求めください。

飼い犬が亡くなった場合は、市役所環境課又は町役場くらし環境課にも連絡してください。

○予約先：平日（月～金）の8:45～17:00

広域行政組合事務局（電話：0550-82-4623）で受け付けます。

平日の17:15～翌朝の8:30、土・日曜日・祝日、年末年始

御殿場市役所守衛室（電話：0550-83-1212）で受け付けます。



「御殿場市・小山町広域行政組合 人事行政の運営等の状況」は、広報ごてんば（令和4年12月5日号）及び広報おやま（令和4年12月1日号）の号外です。

●発行／御殿場市・小山町広域行政組合
〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483
<https://www.gotemba-oyama-kouiki.jp>
●編集／事務局庶務課 ☎(82)4634
●印刷／モジック